

平成 29 年 7 月 6 日  
参考資料

## 平成 29 年定期監査の中間結果について

監査委員は、平成 29 年 1 月 10 日から同年 4 月 26 日までの間に、出先機関 361 箇所 のうち 101 箇所について、定期監査を実施しましたので、その結果の概要をお知らせします。

なお、残りの出先機関 260 箇所及び本庁機関 205 箇所については、今回報告分を含めて、10 月上旬に改めて結果の概要をお知らせする予定です。

### 1 定期監査実施の概要

監査の結果、出先機関 32 箇所、42 件の不適切事項が認められました。なお、局等別内訳及び項目別内訳は別添のとおりです。

### 2 主な不適切事項

(1) 金額的に特記すべき事案

(2) 内容的に特記すべき事案

は別添のとおりです。

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 長谷川 電話 045-285-5054

## 平成 29 年定期監査の中間結果について

監査委員は、平成 29 年 1 月 10 日から同年 4 月 26 日までの間に、出先機関 361 箇所のうち 101 箇所について、定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

## 1 定期監査実施の概要

監査の結果、出先機関 32 箇所で、42 件の不適切事項が認められました。なお、局等別内訳及び項目別内訳は次のとおりです。また、要改善事項は認められませんでした。

監査結果に関する報告の提出を受けた知事等は、当該監査の結果に基づき、措置を講じたときは、監査委員に対して通知することになっています。

## &lt; 局等別内訳 &gt;

局 等	対象箇所数	不適切事項が認められた箇所数・件数	
		箇所数	件数
	箇所	箇所	件
政策局	1	0	0
総務局	6	1	1
安全防災局	3	1	1
県民局	10	3	5
環境農政局	6	4	4
保健福祉局	13	8	9
産業労働局	5	1	2
県土整備局	10	7	12
企業庁	6	2	3
教育委員会	26	5	5
公安委員会	15	0	0
計	101	32	42

## &lt; 不適切事項の項目別内訳 &gt;

項 目	件 数
	件
予算執行	3
収入	9
支出	4
契約	7
課税徴収	1
工事	5
現金・有価証券	1
財産	5
庶務	7
計	42

1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

法令に違反するもの

予算目的に反しているもの

不経済な行為又は損害が生じているもの

事務処理等が適切を欠くもの

前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの

## 2 主な不適切事項

### (1) 金額的に特記すべき事案

ア 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

#### (ア) 課税徴収

法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させるなど必要な措置を講じていなかったため、1件、196,539,100円が徴収不足であった。

(総務局 神奈川県緑県税事務所)

#### (イ) 工事

大磯町東小磯 311 番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額(50,113,080円)が1,235,520円過大であった。

(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所)

イ 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

工事事務において、篠窪大橋新設(上部工)工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せずに積算していたため、変更後の契約額(397,749,960円)が201,960円過少であった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所)

工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(35,790,120円)が328,320円過少であった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター)

ウ 上記ア又はイには該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

収入事務において、神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れていた。

(県土整備局 神奈川県平塚土木事務所)

収入事務において、給与返納金の収入未済2件、1,305,466円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

(教育委員会 教育局横浜給与事務所(平成29年6月30日廃止))

### (2) 内容的に特記すべき事案

ア 同一箇所異なる法律・規則(政省令、条例を含む。)違反が3件以上あったもの

1 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。

2 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。

3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。

- (1) 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。
- (2) 利用目的が駐車場である普通財産（坂ノ下駐車場ほか1件）の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所）

イ 同一箇所で同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3回以上あったもの

収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。

（産業労働局 神奈川県産業技術センター（平成29年3月31日廃止））

収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あった。

（教育委員会 神奈川県立藤沢西高等学校）

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（平成29年7月6日付け）のとおり。

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 29 年 7 月 6 日

神奈川県議会議長	佐藤	光	様
神奈川県知事	黒岩	祐治	様
神奈川県教育委員会教育長	桐谷	次郎	様
神奈川県公安委員会委員長	羽田	愼司	様

神奈川県監査委員	村上	英嗣
同	高岡	香
同	太田	眞晴
同	森	正明
同	大村	博信

第 1 監査の対象

平成 29 年定期監査の対象となる出先機関 361 箇所のうち、平成 29 年 4 月 28 日までに結果を取りまとめた 101 箇所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第報告する予定）

第 2 監査の実施

1 監査実施期間

平成 29 年 1 月 10 日から同年 4 月 26 日まで

（職員調査は、平成 28 年 12 月 12 日から平成 29 年 3 月 22 日まで実施）

2 監査の範囲

平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要な応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要な応じて、前回監査実施後の平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

第 3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項 42 件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

局 等	対象箇所数	不適切事項が認められた箇所数・件数	
		箇所数	件数
	箇所	箇所	件
政 策 局	1	0	0
総 務 局	6	1	1
安全防災局	3	1	1
県 民 局	10	3	5
環境農政局	6	4	4
保健福祉局	13	8	9
産業労働局	5	1	2
県土整備局	10	7	12
企 業 庁	6	2	3
教育委員会	26	5	5
公安委員会	15	0	0
計	101	32	42

(注) 「指摘事項」には、「不適切事項」又は「要改善事項」がある。

1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

法令に違反すると認められる事案

予算目的に反していると認められる事案

不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

事務処理等が適切を欠くと認められる事案

前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

## 2 不適切事項

### (1) 項目別件数内訳

不適切事項 42 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
	件	%
予 算 執 行	3	7.1
収 入	9	21.4
支 出	4	9.5
会計事務処理	0	0
契 約	7	16.7
課 税 徴 収	1	2.4
工 事	5	11.9
補 助 金	0	0
現金・有価証券	1	2.4

財 産	5	11.9
庶 務	7	16.7
計	42	100.0

(2) 特記すべき事案の有無

不適切事項 42 件のうち、特記すべきものが次のとおり 12 件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が 5 万円以上のもの

a 課税徴収

法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2 以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させるなど必要な措置を講じていなかったため、1 件、196,539,100 円が徴収不足であった。

(総務局 神奈川県緑税事務所 p5)

b 工事

大磯町東小磯 311 番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額 (50,113,080 円) が 1,235,520 円過大となっていた。

(企業庁 神奈川県企業庁平塚水道営業所 p10)

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が 10 万円以上のもの

工事事務において、篠窪大橋新設 (上部工) 工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生する H 鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せずに積算していたため、変更後の契約額 (397,749,960 円) が 201,960 円過少であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所 p9)

工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額 (35,790,120 円) が 328,320 円過少であった。

(県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p9)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの (契約手続に関するものを除く。)

収入事務において、神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料 5 件、2,113,465 円について、調定が三月を超えて遅れていた。

(県土整備局 神奈川県平塚土木事務所 p8)

収入事務において、給与返納金の収入未済 2 件、1,305,466 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

(教育委員会 教育局横浜給与事務所 (平成 29 年 6 月 30 日廃止) p10)

(I) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの

該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの  
該当なし。

(カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が千円以上のもの  
該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。

(b) 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。

(c) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。

a' 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。

b' 利用目的が駐車場である普通財産（坂ノ下駐車場ほか1件）の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p8）

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。

（産業労働局 神奈川県産業技術センター（平成29年3月31日廃止） p8）

施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あった。

（教育委員会 神奈川県立藤沢西高等学校 p11）

(b) 支出

タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。【再掲】

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p8）

(c) 財産

利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。【再掲】

（県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p8）



- c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの  
該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの  
該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
- d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの  
いずれも該当なし。

(I) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの

- a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの
- b 措置の実効が挙がっていないもの
- c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの  
いずれも該当なし。

3 要改善事項  
該当なし。

4 箇所別の監査結果

監査した101箇所のうち、不適切事項が認められた箇所は32箇所、認められなかった箇所は69箇所、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所（32箇所、42件）

ア 総務局（1箇所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県緑県税事務所	平成29年1月31日（平成28年12月9日職員調査）	税務事務において、法人事業税及び地方法人特別税の申告内容の調査等に当たり、2以上の都県に事務所等を有して事業を行う法人について、課税標準の総額を関係都県に分割するための基準の一つである事務所等の数が誤っていることを看過し、修正申告書を提出させるなど必要な措置を講じていなかったため、1件、196,539,100円が徴収不足であった。  [特記前出]

イ 安全防災局（1箇所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県温泉地学研究所	平成29年2月10日（平成29年1月11日職員調査）	庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に実施された総合防災訓練に参加した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、40,723円を支給していなかった。

ウ 県民局（3箇所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県平塚児童相談所	平成29年3月13日（平成29年2月10日職員調査）	契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約（契約額 272,160円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。
神奈川県厚木児童相談所	平成29年2月20日（平成28年12月14日職員調査）	庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 週休日に実施された研修に参加した非常勤職員1名に対して、勤務の割り振りの変更を行わずに1週間当たりの決められた勤務時間を超えて勤務させていたにもかかわらず、時間外勤務手当1件、21,043円を支給していなかった。 2 週休日に実施された研修への公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費2件、1,760円を支給していなかった。
神奈川県立中里学園（平成29年3月31日廃止）	平成29年3月8日（平成28年12月27日職員調査）	1 予算の執行において、公用車の冬タイヤから夏タイヤへの交換及びホイールバランス調整に要する経費1件、4,320円の執行に当たり、予算科目を「（節）需用費」とすべきところ「（節）役務費」で執行していた。 2 現金事務において、前渡金（5,000円）を神奈川県財務規則等の定めるとおりに保管しないまま、これを紛失しており、前渡金の管理が不適切であった。

エ 環境農政局（4箇所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県東部漁港事務所	平成29年3月6日（平成29年1月17日職員調査）	収入事務において、漁港施設使用料の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、12日を経過した日を督促状の指定期限としているものが1件、87,600円あった。
神奈川県横浜川崎地区農政事務所	平成29年3月27日（平成29年2月13日職員調査）	予算の執行において、空調機交換工事契約（契約額999,000円）の執行に当たり、空調設備工事のうち空調機器類本体（548,640円）について「（節）備品購入費」で、また、撤去工事のうち冷媒ガス回収・破壊処理費（36,720円）について「（節）委託料」でそれぞれ執行すべきところ、これらを含めた全額を「（節）需用費」で執行していた。
神奈川県畜産技術センター	平成29年2月21日（平成29年2月20日及び同月21日職員調査）	庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費1件、1,456円を支給していなかった。

神奈川県県央家畜保健衛生所	平成29年2月21日（平成29年1月26日職員調査）	契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処理の委託契約（単価契約、概算総価 246,888円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。
---------------	----------------------------	---

オ 保健福祉局（8箇所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県平塚保健福祉事務所	平成29年4月7日（平成29年2月7日及び同月8日職員調査）	財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わずに電柱に通信線が共架されているものが1件あった。これにより、平成28年度における共架柱に係る使用料1件、2,170円が徴収不足であった。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成29年4月25日（平成29年2月10日職員調査）	収入事務において、領収した現金を神奈川県財務規則の定める期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、51,160円あった。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	平成29年2月2日（平成28年12月21日及び同月22日職員調査）	契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約（契約額6,868,800円）の予定価格の積算に当たり、積算項目の一つである燃料代について消費税等を二重に加算したため設計額が41,040円過大であった。この結果、契約額が11,880円過大となっていた。
神奈川県立衛生看護専門学校	平成29年4月26日（平成29年2月14日職員調査）	支出事務において、社会保険料の納付に当たり、平成27年度に生じた事業主負担分に係る再配当額が不足したため、支出手続を納付期限内に行うことができず、期限後に納付しているものが1件、47,260円あった。その結果、平成28年度において延滞金200円を支払っていた。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成29年3月28日（平成29年1月23日職員調査）	予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。
神奈川県精神保健福祉センター	平成29年3月28日（平成29年1月19日職員調査）	支出事務において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医の診察の際に必要な通訳料1件、33,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税3,369円を源泉徴収していなかった。
神奈川県立さがみ緑風園	平成29年2月3日（平成28年12月12日職員調査）	契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約（契約額164,160円）の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を、契約書に記載していなかった。また、賠償金等の徴

		<p>収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.8%とすべきところ、年2.9%と記載していた。</p> <p>2 一般廃棄物である残飯の処理に係る契約(契約額480,000円)に当たり、一般廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業者と契約を締結し、処理を委託していた。</p>
神奈川県動物保護センター	平成29年2月9日(平成29年1月10日職員調査)	<p>収入事務において、自動販売機設置事業者から徴収する光熱水費立替収入の調定に当たり、会計年度が異なるにもかかわらず、同一事業者から過大に徴収した平成27年度分の立替収入1件、6円を平成28年度分の立替収入から差し引いていた。</p>

カ 産業労働局(1箇所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県産業技術センター(平成29年3月31日廃止)	平成29年3月29日(平成29年1月11日から同月13日まで職員調査)	<p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>2 庶務事務において、週休日等の振替の対象とならない3時間の勤務を行った管理職手当の支給対象職員1名に対して、職員の給与に関する条例の規定に基づく管理職員特別勤務手当1件、8,000円を支給していなかった。</p>

キ 県土整備局(7箇所、12件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県平塚土木事務所	平成29年2月10日(平成28年12月21日、同月22日及び同月26日職員調査)	<p>収入事務において、神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れていた。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p> <p>また、神奈川県都市公園条例の改正により、平成28年度から、算出した使用料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとされているが、算定式により算出した額で使用料をそのまま徴収したことにより、2件、20円が徴収不足であった。</p>
神奈川県藤沢土木事務所	平成29年1月27日(平成28年12月16日、同月19日及び同月20日職員調査)	<p>1 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。</p> <p>2 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。</p> <p>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあっ</p>

		<p>た。</p> <p>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 利用目的が駐車場である普通財産(坂ノ下駐車場ほか1件)の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産(汐見台庁舎敷地2件)及び普通財産(寒川町田端廃川敷ほか5件)について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
神奈川県厚木土木事務所	平成29年1月30日(平成28年12月2日、同月5日及び同月6日職員調査)	<p>1 契約事務において、厚木南合同庁舎自家用電気工作物精密点検測定業務委託契約(契約額604,800円)の実施に当たり、同契約に基づく従事者の資格に係る提出書類を受領していないなど、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であった。</p> <p>2 財産管理事務において、配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより平成28年度の使用料1件、130円が過大であった。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成29年1月30日(平成28年12月8日、同月9日及び同月12日職員調査)	<p>1 収入事務において、河川占用許可に伴う使用料及び庁費立替収入の収入未済について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていないものが河川使用料1件、14,300円、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが庁費立替収入1件、1,146円あった。</p> <p>2 財産管理事務において、消防用設備点検結果は消防法に基づき3年ごとに消防長へ報告する必要があるにもかかわらず、平成22年度点検結果を報告した以降、報告を行っていないかった。</p>
神奈川県県西土木事務所	平成29年3月21日(平成29年2月2日、同月3日及び同月6日職員調査)	<p>工事事務において、篠窪大橋新設(上部工)工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せず積算していたため、変更後の契約額(397,749,960円)が201,960円過少であった。</p> <p style="text-align: right;">[特記前出]</p>
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	平成29年3月21日(平成29年2月8日)	<p>工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算</p>

	ら同月10日まで職員調査)	率を適用して積算していたため、変更後の契約額(35,790,120円)が328,320円過少であった。 [特記前出]
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成29年3月16日(平成29年2月13日及び同月14日職員調査)	庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、正規の勤務時間を超えて住民説明会業務に従事した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、27,414円を支給していなかった。

ク 企業庁(2箇所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成29年2月3日(平成28年12月15日職員調査)	工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、次のとおり誤りがあった。 1 相模原市緑区中野186番地付近配水管改良工事(契約額31,296,240円)の施工に当たり、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、玉掛けを2点吊りで施工させるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、配水管布設工において、仮設の土留工が必要な箇所について土留めが実施されていない箇所があった。 2 相模原市緑区小淵806番地付近配水管改良工事(契約額19,548,000円)に係るコンクリート舗装の路面復旧について、耐久性、水密性など所定の品質を確保するため、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかった。また、交通開放に当たり監督員の承諾を受けていなかった。
神奈川県企業庁平塚水道営業所	平成29年4月3日(平成29年1月24日及び同月25日職員調査)	工事事務において、大磯町東小磯311番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額(50,113,080円)が1,235,520円過大であった。 [特記前出]

ケ 教育委員会(5箇所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所(平成29年6月30日廃止)	平成29年2月8日(平成29年1月16日職員調査)	収入事務において、給与返納金の収入未済2件、1,305,466円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 [特記前出]

神奈川県立川崎図書館	平成29年3月23日（平成29年1月19日職員調査）	庶務事務において、平成28年12月加給分非常勤職員報酬24件、7,353,472円の支給に当たり、「4分の3非常勤職員の給与の加給について」（人事課長通知）の規定に基づき平成28年12月9日に支給すべきところ、前日である同月8日に支給していた。
神奈川県立近代美術館	平成29年4月7日（平成29年2月17日職員調査）	支出事務において、平成28年3月分の後納郵便料金（98,698円）を口座振替日までに前渡金受領職員口座に支出しなかったため、後納郵便料金が口座振替できず、払込票による支払を行った結果、同年6月分の後納郵便料金の支払に当たって、延滞利息109円を加算されて支払っていた。
神奈川県立多摩高等学校	平成29年2月7日（平成28年12月21日職員調査）	契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分委託契約（契約額 125,280円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分の場所の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。
神奈川県立藤沢西高等学校	平成29年3月9日（平成28年12月5日職員調査）	収入事務において、施設開放に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、神奈川県財務規則の規定に反し、10日を経過した日以外の日としているものが7件、5,720円あった。 [特記前出]

(2) 不適切事項が認められなかった箇所（69箇所）

ア 政策局（1箇所）

神奈川県統計センター

イ 総務局（5箇所）

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

ウ 安全防災局（2箇所）

神奈川県総合防災センター、神奈川県消防学校

エ 県民局（7箇所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県立公文書館、神奈川県パスポートセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県立おおいそ学園

オ 環境農政局（2箇所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県湘南家畜保健衛生所

カ 保健福祉局（5箇所）

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所、神奈川県立平塚看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県食肉衛生検査所

キ 産業労働局（4箇所）

神奈川県産業技術センター工芸技術所、神奈川県産業技術センター計量検定所、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県障害者職業能力開発校

ク 県土整備局（3箇所）

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県流域下水道整備事務所

ケ 企業庁（4箇所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

コ 教育委員会（21箇所）

神奈川県教育委員会教育局川崎給与事務所（平成29年6月30日廃止）、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立体育センター、神奈川県立歴史博物館、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立高津養護学校、神奈川県立津久井養護学校

サ 公安委員会（15箇所）

神奈川県金沢警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県相模原南警察署



